

船橋市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成17年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成24年7月17日

船橋市監査委員 高 地 章 記  
 同 増 田 尚 功  
 同 齋 藤 忠  
 同 中 村 静 雄

監査対象機関		下水道総務課	結果措置報告年月日	平成24年6月6日
ページ	項目	区分	事 項	措置状況
153	13-(2)-①-ア	監査結果	督促を受けても下水道使用料を納付しない者について、地方税の滞納処分の例により処分が行われた例がない。	平成20年度より納税課債権回収対策室に高額・悪質な滞納者を移管し、滞納処分を実施している。
156	13-(2)-②-ア	監査結果	分流区域の1㎡当たりの受益者負担金単価について減免しているが、減免手続きが行われていない。	平成19年度より規則に沿った減免手続きを実施している。
156	13-(2)-②-イ	監査結果	受益者が納期限までに負担金を納付しないときに、延滞金を徴収したことがない。	平成19年度より延滞金を徴収している。
157	13-(2)-②-ウ	監査結果	督促を受けても受益者負担金を納付しない者について、国税の滞納処分の例により処分が行われていない。	平成20年度より納税課債権回収対策室に高額・悪質な滞納者を移管し、滞納処分を実施している。

157	13 - (2) -③- ア	監査 結果	水洗便所化改造工事資金貸付の償還金に延滞があるときに、延滞金を徴収していない。	平成21年度に貸付金管理システムの改修（延滞金計算システム）を行い、平成22年2月より延滞金の徴収を実施している。
-----	-------------------------	----------	---	---